

**江戸川区議会議員**

きむらながと

木村 長人**無所属クラブ 区議会レポート****無所属****第20号**

発行・連絡先 / 無所属クラブ (木村長人)

〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202

TEL/FAX 03-5675-5690

E-mail knagato@muji.biglobe.ne.jpURL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

自治体の委託契約と地方自治法の課題

今回は、自治体の委託契約と地方自治法の課題について取り上げたいと思います。

まず、契約について話したいと思います。契約には、一般に、公法上の契約と私法上の契約とがあります。私法上の契約は自治体にとってももちろん自由に取引交わされるものですが、その契約が公共の福祉の達成を目的とし、税金を契約金の原資としているという性質上、地方自治法により一定の制限が課せられてもいます。契約の方法には一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価方式競争入札などがあります。また、契約の種類については、民法に典型契約（有名契約）と非典型契約（無名契約）とが規定されており、前者の典型契約の中に売買、交換、賃貸借、雇用、請負、委任など13種類の契約が整理されています。この中の委任契約を、自治体の現場では一般に委託契約と呼ぶことが多いようです。

あまり一般には知られていないことですが、自治体の行政においては近年、その委託契約の件数や金額が増えています。専門性を求められる会計、不動産、設計、建築、土木、保健衛生などの士業（しぎょう、さむらいぎょう）の分野に関わる業務や、最近では、行政事務処理のシステム構築や学校給食に関わる業務などもしばしば委託契約が結ばれる事例です。しかし、現行の地方自治法の規定においては、その契約が委託であるかぎり、その契約金額が何億円、何十億円であろうとも、議会には議案として諮る必要もなければ、報告する必要もないということになっています。ウソのような本当の話です。ですが、これはどこか、おかしいと思いませんか？

その金額的規模においても件数においても増加傾向にある行政の委託契約を、住民から選出された議員の集まりである議会での審議を経ずに、素通りさせてしまうことを許している法体系はおかしいと、私は考えています。どこがそうした法体系を許しているかと言えば、第一に国であり、第二に自治体の議会です。これはまず、国が制定または改正する地方自治法および地方自治法施行令の中で規定されていてしかるべき事項と言えます。というのも、実は、地方自治法96

条5項および同施行令121条の2の別表の中で「工事又は製造の請負」契約について、市は1億5000万円以上の場合には議会で議決しなければならない、と定められているからです。同様に売買契約についても付議すべきとした一定の規定があります。しかし、高額な案件も少なくない委託契約についてはなぜか何らの規定もされていません。この点で、国の姿勢は不可思議であり、総務省には、地方自治体の現場で起こっていることを行政の立場からばかりではなく、住民の代表である議会の立場にも立って、改めてとらえ直してほしいものです。自治体行政の契約の中で委託契約が増えつつある状況の変化に、国・総務省が十分に反応していないのではないかと思います。

二番目にこうした法体系を許してしまっているのは自治体の議会自身でもあります。これは自戒を込めた言葉でもあります。ここで言い訳をするわけではありませんが、多数決で物事が決められる議会においては、同様の考えが多数にならなければその改革は一つも実現されることはありません。多数決で物事を決めていくのが議会の基本ルールであり、皮肉にも「民主的」な方法です。極論すれば、法に抵触しない限りにおいて、黒いものでも多数が白と言え、議会では白ということになります。実は、先の第3回定例会において、私は、委託契約も議会への付議案件とするよう関係法規の改正を国に求める意見書案を江戸川区議会に提出すべくはたらきかけました（7ページに掲載）。しかし、残念ながら、理解をしてくれたのは少数の議員にとどまり、苦勞して仕上げた意見書案も日の目を見ることはありませんでした。今もって、議会みずから自分たちの権限の拡大を図る要望を否定するという行動が、私には不思議でなりません。もっとも、今回の意見書案が、区長「与党」系の会派から否定されたという事実から概ね推測できることはあります。それは、彼らが区長へ気を遣い、「委託契約について議会は口を出しませんから、よきに計らって下さい」というメッセージであろうということです。しかし、かりに私が「与党」系の議員であったとしても、首長以下、行政に物申す議会に変えていくためにも、議会の権限拡大の意見書案には積極的に賛同していただろうと思います。今回の議会の判断は何ともお人好しなものに思われました。なぜそんな気遣いをする必要があるのか、私にはよくわかりません。行政の一人ひとりの職員との人としての信頼関係はもちろん大事ですが、議会と行政との間の緊張関係もまた同じくらい重要です。（自治体議会における「与党」の話はあとにもう一度触れます。）

一方で、地方自治法の改正にはあまり期待せず、自治体議会の課題は、それよりもむしろ住民自治の立場からとらえ直し、自治体の議会みずから変えていくべきだという論もあります。自治体の裁量で条例を制定し、自治体がみずから付議案件を条例に加えていけばよく、それが本来の地方自治、地域主権であるという考えです。しかし、私は、住民自治の趣旨には賛同しつつも、この論の描くシナリオ



には二つの点で極めて懐疑的です。私にとって、こうした立場は自治体の首長や議会個々の稀有な資質に期待する理想論にしか思われません。第一に、地方自治法により圧倒的優位を保障されている行政がわざわざ議会に権限を移譲するほどお人好しであろうとは思えませんし、そのような奇抜な首長（行政）は全国でも数えるほどしかいないでしょう。また、奇抜な人柄の出現に期待しているような地方自治ではダメであり、どのような首長の下でも二元代表制が機能するような客観的の法体系を確立することがそもそも必要なのです。

第二に、行政府優位を法的に保障してしまっている地方自治法のおかげで、憲法93条にうたわれた二元代表制は1700ある全国の自治体のほとんどにおいて形骸化してしまっています。その最たる現象は、二元代表制の一翼であるはずの議会側がすっかり羞恥心を忘れ、首長（行政）に対してみずから与党的な意識と行動に走る傾向がしばしば見られるということです。先の『『与党』系の議員』のところで言及した「首長への気遣い」現象がこれです。法の規定にもあるとおり、日本の自治体政治は疑似大統領制であり、議院内閣制の国会とは本質的に異なります。地方議会には本来的に与党も野党もなく、議会は二元代表制におけるもう一つのアクターとして、行政に対しては是々非々の判断をしなければならないはず（選挙に際し、首長と同じ政党の公認・推薦をもらった議員とそうでない議員との間に、首長の政策に対する多少の距離感の違いが生じることは無論、自然です。その意味において、やや「与党的」「野党的」という色分けはありなのかもしれません。）。しかし、ほとんどの自治体議会において色濃い「与党」が存在し、そのせいか首長が内閣総理大臣のように見えることさえあります。圧倒的権力を有した行政に寄り添ってほしいというのは、議員に限らず、ある種の人間の性（さが）かもしれません。いずれにしても、こうした与党願望の強い議会という、普遍的性質を持った自治体議会の下では、一部の議員を除き、行政に批判的な見解を表明しづらくなる、または表明しなくなる傾向がみられます。このような状況をみてくると、自治体議会の裁量に委ね、議会の権限を強める条例案が上程され、可決されるというシナリオは、突然変異への期待を描いているようにしか私には思われません。（ちなみに、私は区長に対して「与党」でも「野党」でもありません。提案される議案ごとに是々非々で判断するという立場です。）

もちろん、実際には、三重県議会、京丹後市議会、伊賀市議会、矢祭町議会のように議会改革に積極的に取り組み、一定の成果を収めているところがあるのは承知しています。しかし、そうした先進事例は全国の自治体の中のごく少数であり、それら先進事例は多くの場合、当該自治体内のリーダー的な政治家個人（一人とは限らず複数名の場合もあります）の資質に由来するところが大きいというのが、私の持っている印象です。特定政治家個人の資質の高さをここで議論するつもりはなく、やはり法律によって二元代表制に基づく行政と議会との対等な地方自治がどこの自治体においても客観的に裏付けられる法改正が必要です。地方自治法やその関係法規を再整備することが欠かせません。

さて、地方自治法と二元代表制の話に力が入ってしまいましたが、先に述べた行政の委託契約を議会できちんとチェックする仕組みづくりが必要です。そのためには、まず国が、憲法にうたわれた二元代表制を、行政優位を規定してしまっている地方自治法によって形骸化させてしまっているという認識の下、地方自治法および同施行令における議会の議決を要する契約の項目を見直し、適切に改正することが必要です。

導入の前文が長くなりましたが、今号の「区議会レポート」には、まず、委託契約に関係する課題について取り上げた、今年の予算特別委員会での審議を掲載しました。区の担当課長との議論ですので、もちろん国への要望を声高に言っても、ここでは犬の遠吠えになってしまいます。ここでは、情報公開の視点から委託契約の案件に触れました。正直に申し上げれば、実は、このときの調査がきっかけで、委託契約が議会への付議案件とならずに素通りしてしまっているという問題を再認識したところです。

予算特別委員会の議論の次に掲載した「意見書案」は、先にも触れたものです。委託契約と地方自治法との問題を、江戸川区議会での共同提案として国に提出すべく私が意見書案としてまとめ、会派を通じて発議をはたらきかけたものです。残念ながら、「与党」的意識の強い会派からは嫌われたようで、賛同者が足りず、発議にまで至りませんでした。不採用意見書案ですが、私の考えをコンパクトまとめていますし、また国に提出する地方議会の意見書の形式を初めてご覧になる方もいらっしゃると思いますので、掲載してみました。

予算特別委員会レポート / 2010年第1回定例会における予算特別委員会

「委託契約と情報公開」

木村 私のほうからは、同じ契約案件の中で、随意契約に関してちょっとお伺いしたいと思いません。

最初に資料要求をさせていただきました。181番の請求資料の番号なんですけれども、最初にいただいているこの資料、正直なところ不十分でよくわかりません。随意契約に関しては800件以上。たくさんあるので、それを全部いただくことはできないので、これは事前に1億円以上に限っていただければということだったんですが、それぞれの案件ごとに、例えば学校給食に関して7件と書かれていても、額がこれだけ大きいのに7件では、どこの業者とどういうふうに契約していて、委託料がいくらなのかというのがこれではわかりません。正直これは不満に思っています。せっかく江戸川区と江戸川区議会では予特（予算特別委員会）、決特（決算特別委員会）のとき、資料要求といういい制度がある中で、やはりきちんとしたものをお出しいただきたいと思えます。これに関しては改めて、我々として、もうちょっと審査に参考になるような具体的な資料をお出しいただきたいということで、これは委員会の中で改めて追加の資料要求をしたいと思えます。まずこの点について。

用地経理課長 すみません。事前にちょっと調整させていただいたときに、私のほうの理解不足だったんでしょうか。私どもはこれでいいというふうに当時判断をさせていただきました、出させていただきます。具体的に、例えば今のお話で言えば、学校給食の委託であれば何々小学校ほか何校の分で幾らというようなものが入ったものを調整するべきであるという御意見というふうに承らせていただいてよろしいでございましょうか。

木村 はい。

用地経理課長 わかりました。では、調整させていただきます。

木村 早急にこの資料については追加のものを、この委員会の場にお出しいただきたいと思いません。

そこで、質問のほうに入らせていただきたいんですが、まず2点お伺いをしたいんですが、これは確認の意味なんですが、業務委託契約については契約案件、金額が大きいと議会の議決に付されるものがありますが、委託契約は議会に付されるかどうか、まずその点を聞かせてください。

それからもう1点、委託ではなくて公共工事関係の随契（随意契約）に関して、これは250万円云々という区別があると思うんですが、これはどういう形で今情報が公開されているか、この2点をまず端的にお伺いいたします。

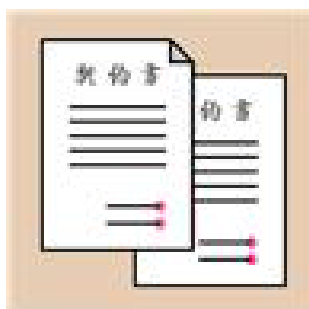
用地経理課長 まず1点目でございますが、工事は1億5000万円、それから物品購入は4000万円以上（のものが法の規定により議会への付議案件となりますが）、委託契約については規定はございません。ですので、議決案件にはならないということでございます。

それから2点目でございますが、工事の250万円以上の随契を行った場合の結果につきましては、私どものほうの（用地経理課）契約系の窓口で閲覧をできる形をとらせていただいております。

木村 私のほうもあえて確認をさせていただいたところがあるんですが、私も調べてみて、業務委託による場合に関しては議会の議決には全く付されないんですね。極端な話、何億であっても委託であったら議会では議決する対象に全くなっていない。それで、課長がおっしゃったとおり、工事または製造の請負とか、不動産とか動産の購入とか売り払いに関しては議会の議決に付しなさいと条例の中できちんとうたわれていて、それは1億8000万円（以上の工事案件）とか、4000万円以上（の不動産の購入）に関して議会で議決をしているところなんですけれども、これ（委託契約）は自治法の施行令の中で、調べてみたら、私は議会自身の問題なのかなと思ったらそうではなくて、自治法の施行令の中で別表の3というのがあって、その中で全く議会が関与できないような形でうたわれているので、これはむしろ委託契約というのが地方自治体の中で随分増えているのに、全く法律が（議会に行政の委託契約を）関与させないようになっちゃっているようなので、これはちょっと国に対する不満なので、ここで言ってもしょうがないんですが。

まず一つ、今申し上げたとおり、自治体の中で今新たに指定管理者という制度もスタートしていますが、委託というのは物すごく増えています。確かにこういう予算書の中に大ざっぱに出てくるといえば出てくるんですけれども、個別の業者がだれそれだとか、金額が幾らというのは、案件が1件だったら、それは金額をはじけるかもしれないんですけれども、そうでなければ、こういう複数、7件だの5件だのという、細かいことが正直我々議会も全くわからないで素通りしちゃってしまっています。

そこで、先ほどの公共工事の随契250万円以上の、これも適正化法（公共工事入札・契約適正化法）の施行令に基づいて窓口で閲覧できるようになさっていると思うんですが、いくつかの自治体の事例をちょっと調べてみたら、近隣で、23区内で大田区ですとか葛飾区、それから足立区等は窓口で対応、これは法定義務ですからしていると思うんですけれども、ホームページ等でも随契に関して閲覧できるような対応をしているようです。



それで今、江戸川区が、先ほどもるる議論になっていました公共調達の条例制定を目指しているぐらい、公契約、公共調達に関して先進的な取り組みをしようとしている自治体として、だったらこういう随契に関して積極的に、随契には例えばプロポーザル方式で安かろう悪かろうを防ぐという、そういう生産的な意味もあるわけですよね。であれば、ホームページで積極的に公開していくという、そういう姿勢がやはり透明性を高めるためには必要なんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

用地経理課長 先ほど申し上げましたとおり、工事案件は政令もございまして、オープンにさせていただいております。それから、ほかのいわゆる随意契約に関して言わせていただきますと、委託だけではなくいろいろな随意契約が現実でございます。ですから工事関係のものということで、物

品関係ということだけで整理をさせていただきますけれども、それについては今、委員おっしゃったとおり、ホームページに何も情報が載っている状態ではありません。ただ、御案内のとおり随意契約ができるケースというのは、項目は施行令に限定列挙されておりますので、それにつきまして私どもとしては適切に運用してございますし、開示請求等があれば当然開示という形で対応させていただいてございますので、他区の例ということで何区かオープンにされている区もあるようですが、逆にオープンにしていない区というか、ホームページに載っていない区もございますので、私どもとしては今のところ、ホームページにそこら辺をアップしていくということについては考えておらないのが現状でございます。

木村 現状の中で江戸川区として法定で定められた、やらなければいけない対応をしているというのは、それは了解しております。

それで、先ほどちょっと申し上げた葛飾区の例は、葛飾区も最近まではあえてホームページの公表はしなかったようで、これは去年の12月ですから、新たな区長が誕生されてからなのかも。ちょっとわかりませんが、あえてホームページでも公表しようということをや綱をつくって、しかもその金額を、法定で定められている公共工事に関して、250万円じゃなくて30万円まで下げて、要するに上乗せ規定をつくって、要綱で、ごめんなさい、要綱じゃなくて要領ですね、要領で定められているという積極的な対応もしているようです。

それで、重ねてになりますが、せっかくこの公共調達で先進的な取り組みをしているという我が区としては、ぜひこの契約案件に関して、特に随契、委託関係とかでは積極的なホームページの公表を行っていただきたいと思います。

それで、たまたま私も記憶の中にあって調べたんですが、去年の本会議の中で区長が、情報公開に対する議員からの質問に対して非常にいいことをおっしゃっていたので、私もよく覚えています。ちょっと抜粋しますと、「できるだけ公開できるものはするという原則に立たなければなりません。これは、最近そういうことが一つのあり方ということになってきましたので、私どもがやっておりますことについて矛盾があるかもしれませんが、手落ちがあるかもわかりません。しかし、私どもはもしそれができなければ、なぜできないかということも明らかにして、住民の皆さんに何かを知らせるというときは、そういうことにするということがきちんとルール化されていていいと、そういうふうに思います」というふうにおっしゃっています。私は、この区長答弁に全く同感です。すべて公開できるわけではなくて、選定や評価にかかわるもの、これは公開できないでしょうし。ただその中で、できないものについてはきちんとルール化して、できるものに関しては、特にこういうプロポーザルでやっている随契に関しては、何もやましいことがないわけですよ。そうしたら、きちんとこういうものを積極的に我が区として、ホームページを使って公表していくという積極的な対応をぜひしていただきたいなと思います。これは要望です。



賛同を得られなかった意見書案

自治体における委託契約（委任契約）を議会の議決事項に追加するよう 地方自治法施行令の改正を国に求める意見書（案）

憲法第93条に自治体議会の設置がうたわれ、いわゆる自治体における直接選挙による二元代表制が規定されています。しかしながら、現行の地方自治法では首長に広範な権限が付与されているのに比べ、議会に認められた権限は明らかに限定的であり、かねてより首長と議会の権限のアンバランスが課題として指摘されてきました。地域主権改革をすすめるなかで、二元代表制を確保する地方自治法の見直しが必要です。

さて、現行法において、契約の締結は予算の執行にあたる行為であり、首長の権限に属するものとされています。しかし、自治体における契約には特に公正な実践が求められることから、ある一定の条件に合致する契約の場合には議会の議決を経ることが必要と規定されています。そして、議会の議決を要する契約の対象についてはそれぞれの自治体が条例で定めることとなっています。地方自治法施行令第121条の2第1項別表3に示されたその基準によれば、議会の議決を要する契約は、都道府県や区市町村ごとに定められた一定の予定価格以上の「工事又は製造の請負」に限定されており、それ以外の委託契約（または委任契約）は金額の多寡にかかわらず、付議案件とはなっていません。

しかし、ますます行政需要が多様化している昨今、行政事務の専門化と技術革新が進展するなかで、専門性の高い業務の委託契約は増加傾向にあり、またその金額も高額になることが少なくありません。そうした契約案件が必ずしも明示されぬまま予算案や決算のなかの数字に埋もれ、議会審議を素通りしてしまうことを許してしまっている現在の法令は、地方自治法に明示されている議会の議決権を皮肉にも制限してしまっていると言わざるを得ません。同時に、このことは、住民の視点から見れば、行政の契約情報の透明性の低下にほかなりません。

よって、江戸川区議会は、国に、自治体における委託契約（委任契約）を議会の議決事項に追加すべく地方自治法施行令を改正するよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成22年10月 日

江戸川区議会議長

内閣総理大臣、総務大臣 あて



2010年3月の本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2010年第1回定例会における一般質問

発災時の医療救護について

木村 発災時の医療救護についてお伺いいたします。

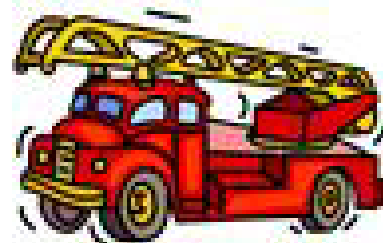
災害医療の専門家によれば、災害発生後48時間から72時間を救出・救助期と呼び、この時期を逃すと救助できる負傷者の割合が1割以下になるといいます。災害医療におけるこうした緊急性と集中性の特徴を理解したうえで、より現実的な被害想定に基づくマニュアルづくり、態勢づくりへと改善を積み重ねていくことが、災害医療対策の常道であろうと考えます。区では昭和期から地域防災計画を策定し、防災会議を中心に、計画の修正を重ねてきました。また、関係団体の協力を得、総合防災訓練、総合水防訓練などの大規模な防災訓練を実施しています。

区が行なうこれら大規模な防災訓練とは別に、各地域においても大小さまざまな防災訓練が町・自治会や学校などにより自主的に実施されています。私の住んでいる宇喜田・小島地域においても毎年11月、複数の町・自治会が協力し合い、町・自治会合同防災訓練が実施されています。実施にあたっては、協力関係にある町・自治会が持ち回りで実行委員を務め、近隣の小中学校、消防署、消防団の協力を得ながら準備を重ね、訓練を行っています。私も地域のこうした防災訓練に参加するなかで、参加者や実施者からいくつかの課題の指摘と提案を受けてまいりました。

さて、先の地域防災計画において、災害対策本部は医師会、柔道接骨師会、歯科医師会などとの協力協定に基づき、医療救護班の編成および各救護場所への医療救護班の派遣を要請することになっています。計画の中では、区内医療機関以外に、医療救護所を設置する場所として保健所・健康サポートセンター、小中学校などの避難所、都指定の広域避難所、あるいは災害現場などが想定されています。このうち、健康サポートセンターは区民の健康づくりや各種保健相談を主な業務としており、医療救護所として想定されるのは自然なことですが、サポートセンターは67万区民に対し8カ所しかなく、これらだけでは災害の規模や様態によっては、負傷した区民の救護をすべて賄うことは困難です。そこで、健康サポートセンターから相対的に遠距離にある地域においては、避難所として機能することが期待されている小中学校の中に、医療救護所も設置されることになると予測されます。小中学校は豊富な教室数を抱える大型建築物であることから、医療資材を置く部屋や救護班の控え室の確保、またいざとなれば交通網のマヒした発災直後には臨時の病室を複数確保することも可能な有蓋施設です。しかし、健康サポートセンターから離れた地域における小中学校の救護所としての機能が期待される割には、そうした地域の学校との具体的調整にはまだ手がつい

ていないように思われます。例にあげました宇喜田・小島地域も葛西健康サポートセンターまでの距離は遠く、地域の医療関係者からは、阪神・淡路で経験された陸路交通網のマヒを想定すると、身近な小中学校に即救護所を設置するのが自然であり、そうと分かっていたら、事前に区と学校が調整、確認しておくべきことがある、という指摘も聞かれます。こうした健康サポートセンターから離れた地域にある小中学校と事前に相談しておくことが重要であると思われませんが、いかがでしょうか。

区長 災害時の医療救護については健康サポートセンターを中心にしておりますが、一応これはそういう機関でありますから、実際に災害が起きたときにはどういう形でシフトするかということは、またこれはちょっと別問題かなと思うのでございます。これは対策本部がその状況に応じて作戦指揮をとるといふことだと思っております。医師会に対しても適切な活動要請をするということになると思っております。現実には、例えば葛西地区は非常に不燃化率が高い建物が多い。倒壊の危険性もないということではありますが、特に密集木造住宅地帯というものが、お考えいただければわかりますが、区内にはかなり点在をいたしますので、そういうところが一番危ないわけなんです。倒壊の可能性が高い。それから火災の可能性も高い。ですから、私たちが現実作戦で考えていきますと、危険なところはどこかというところが大体わかります。災害は実際に起きてみないとわからないことなので、どこにどのような事態になるだろうかということは、ある種の想定はできますけれども、そうなるかどうかはもちろんわかりません。私たちは気持ちの中で一定の作戦計画を持っていても、そういうところは一体どこだということは常に念頭にございます。そうすると、そこには、例えば備蓄をどうしておいたらいいとか、あるいは救護所になり得る施設はどこがあるとか、そういうことは気持ちの中では整理をしていくということになります。今、そこまで細かく、ここは危ないから、ここにどうするというようなことを計画で定めるということはしていません。つまり、8カ所のサポートセンターを中心に、ほかには小中学校、あるいは区民施設など、公共施設を使って、いろいろその役割を考えていくと、そういうことになると思うのでありますが、そこら辺までの流動的にいきますよということ、医師会との約束事の中では常時話し合いをしているところでもありますので、御理解をいただけているものと思っております。



木村 救護活動初動期における隣接自治体の医師会との調整についてお尋ねします。我が区との協定により積極的に医療救護にあたって下さる医師会の方々ですが、江戸川区医師会に所属していたとしても必ずしも全員が江戸川区在住の医師ばかりとは限りません。例えば、江戸川区医師会の方でも、江東区民や葛飾区民の方がいらっしゃるでしょうし、また逆に、江戸川区民でありながら勤務地の関係で江東区医師会に所属しているという方もいらっしゃると思います。そのような交差した状況でも基本的には、医師の方々はそれぞれが所属する医師会が締結している、自治体との協定書に基づき、発災時には勤務先の自治体にて救護活動を行うことになるかと考えられます。しかし、阪神の震災時のように広域交通網がマヒすることを前提とすれば、最も救護活動が求められる発災後72時間までの初動期に、勤務地に向かえない医師や移動することに半日費やしてしまう医師が自治体間で相互に発生することが十分に考えられます。これでは、72時間という貴重な救出・救

助期に本来活かせるかもしれない医療人材を無駄にしてしまうこととなります。こうした場合には、発災から72時間までの救助期に限っては、無理に時間をかけて勤務先へ移動しようとせず、自身の住む地域での救助活動に当たることが可能となるような柔軟な対応が求められます。これはもちろん医師会間での協議事項でもあります。医師会による医療救護班の編成は区との協力協定によるものです。江戸川区と江戸川区医師会、ならびに隣接自治体とその医師会との四者で協議するのが望ましいと思われます。こうした、救護活動初動期における隣接自治体の医師会との調整についてどのようにお考えでしょうか。

区長 隣接医師会との関係は微妙なところでございますが、約束をどこまでしておくかという問題だと思います。つまり、そうですね、約束、これはもし震災ということ想定すると、葛飾も市川も江戸川区もみんな同じような状況になるということの中で、そういうところまで踏み込んで約束事をつくれるかどうかという問題も一つあると思います。私どもの職員も多分、千葉に住んでいるのは結構いますけれども、全部こちらへ来られるかどうかということ、そうでもないということもあると思います。そうすると、じゃあ、何をするかということもありますが、つまり、来る努力をしなければいけないと思うのですが、そこにある種の目前のある状況があれば、それに対して個人としては対応せざるを得ないという場面も想定できるわけでありまして。医師というような立場になりますと、公務員とまたちょっと違っていて、目の前にけが人がいるというときに、私は東京都の病院に行かなければいけない。しかし、東京の病院に行くことを断念して、こちらに対応しなければいけないという医師としての使命感がそこで出るということもありますから、これを何かちょっと約束事で決めておくということは、なかなか難しい問題だなと思います。そういうこともいろいろあわせて、何か共通認識を持っていくことは必要だと思いますので、約束が本当にできるかどうかは、これは医師会の先生方に聞いてみないとわかりませんが、ややちょっと突っ込んだ約束事になるものですから、どうかなというふうに思うのでございますが。

それから、もし被害程度が違えば、江戸川区はそんなに被害が出なかったけれども、葛飾区のほうが大変だということになれば、当然、恐らくこの江戸川区医師会は余力があれば応援部隊を送りましょうということに、これはなるはずだと思います。それは東京都医師会の会員相互の間でそうなると思いますし、仮にそれが市川であっても同じことだと思います。逆のこともあり得ると思います。ですから、自分が医師としての使命をどのように適切に果たしていくかということの考え方にもよると思いますが、ちょっと約束というとなかなか難しいかなという問題がいろいろあるなという感じがいたします。

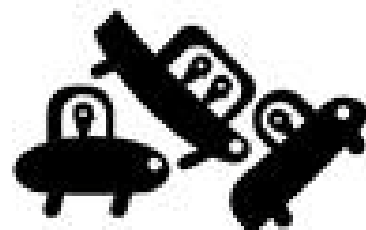
木村 発災時のヘリコプター発着可能地点のさらなる確保も課題ではないでしょうか。現在、区内では、篠崎公園、臨海公園、河川敷など9カ所を発着可能地点として指定しています。しかし、地域の人口規模や地理的なバランスを考えると、もう少しヘリコプター発着可能地点が確保されてもよいのではないのでしょうか。ヘリコプター機の規模に応じた発着場基準から判断すると、まだ指定可能な地点があるように思われますが、いかがでしょうか。

区長 ヘリの発着箇所は、これはつまり、消防庁とか警視庁のいわゆる飛行自体がうまくできるかどうかの問題にかかってまいりまして、恐らく今、9カ所指定をしておりますけれども、これは広いところがあるということだけではなくして、そこに接近していったり離着陸をするということの条件を考えるとということになると思います。少し専門的になるというふうに思いますが、荒川の反対側の江東区のところにヘリの発着のヘリポートがありまして、あそこから出ていく航路は全部決ま

っております。つまり、建物とか高いものを全部避けて飛行するというようなコースがヘリコプターの場合、決まっております。同じように区内に広い場所があればいいということにはなりそうもないので、これはよく専門的な飛行の可能性や発着の可能性として、消防庁や警視庁と相談をしていくことになると思います。私たちも多ければなおいいと思いますので、これはまたいろいろと研究をすべき課題だと思っております。

木村 最後に、クラッシュ症候群について触れておきたいと思います。クラッシュ症候群は被災した人の救済後に、その圧迫され続け挫滅した筋肉が解放され急激にカリウムなどが体内に広がり、心不全を起こすというもので、その致死率は高いと言います。目立った外傷もなく、救出時に元気であった人でも筋肉の圧迫と血流の遮断を受け、手足に麻痺を感じたり、血尿が出始めれば、非常に危険な状態にあると言います。阪神・淡路大震災においてケガで入院した患者 2718 人のうち実に 1 割以上の 372 人がクラッシュ症候群患者であり、入院患者の中の死亡原因に占める割合が最も多かったと言われております。実際には病院に搬送される前に突然死してしまった人のほとんどにクラッシュ症候群が疑われており、その死者数はもっと上回るものとも言われます。神戸の震災時、医師の間でもクラッシュ症候群は今ほどは知られておらず、ましてや一般市民の間ではほとんど知られていませんでした。そういった知識不足がクラッシュ症候群による死亡者を増やしたとも言えます。

災害の規模が大きくなれば、消防署や消防団の手だけで被災者の救出を行うことはできなくなります。阪神の震災では、救出作業の実に 8 割が市民によるボランティアで賄われたとも言われております。もし多くの災害の現場においてその救助活動が市民の共助と協力によって賄われることが想定されるなら、広く一般市民もまたクラッシュ症候群を理解しておくことは、一人でも多くの人命を救助するという点において重要となります。少しでも知識が共有されていれば、たとえ救出後に外傷がなくとも血尿が出たとき、クラッシュ症候群を疑い、早期に治療を受け、結果的に助かる可能性が増します。まず、クラッシュ症候群そのものについてもっと広く一般区民に知ってもらうよう、広報やホームページなどを利用した意識啓発や地道な広報活動が必要と考えますが、いかがでしょうか。



区長 クラッシュ症候群は、私も余り詳しく知りませんが、確かに大変なことかと思っております。広報の必要もあるかと思っておりますが、これは専門的でありまして、どの程度にどういうふうに評価して考えるかということについて、いろいろな状況が、つまり、けがをしたり、その重い軽い、いろいろあると思いますので、これは私どもの保健所長、医師でございますので、答弁させていただきたいと思っております。

江戸川保健所長 クラッシュ症候群の広報についてでございますが、クラッシュ症候群はビルのがれきなどの重いものに腰や大腿などが長時間挟まれまして、筋肉等の組織が挫滅しまして、その後圧迫が解放されたときに挫滅組織から流出します大量のカリウム、あるいは乳酸、ミオグロビン等が心臓や腎臓に急速に流れ込みまして、これによりまして心室細動による突然死、あるいは急性腎不全を起こすというものでございます。

人命救助のためには、災害現場での応急対応のみでなく、早急に輸液・血漿（けっしょう）交換、

血液透析など専門医療に結びつけなければなりません。したがって、現場ではやみくもにがれきの撤去を行うということではなく、専門医療につながるD-MAT、あるいはレスキュー隊の救出と、これへの協力が極めて重要であると言われております。

江戸川区では、医療救護班を編成する医師会がさまざまな症状に現場で対応できるように訓練していますが、このような専門的な傷病についての一般区民の方々への広報につきまして、今後、医師会と協議し、適切な広報に努めたいと思っております。

木村 残時間が余りありませんので、絞ってお伺いさせていただきます。保健所長がおっしゃったとおり、クラッシュ症候群はやみくもに救出すると危険になってしまうことがある。ところが、やっぱりがれきの下に埋まっている人を見れば、誰だって一般市民は救出したくなってしまう。ですので、ぜひとも広報を、広報えどがわ等を使うという方法しかないのかもしれませんが、ぜひ一般区民に広げていっていただきたいと思っております。



木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964年（昭和39年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府博士課程 中退
- 東京大学大学院教育学研究科学校教育高度化副専攻 修了
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、3期目）
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
- 江戸川区空手道連盟 常任顧問
- 江戸川トライアスロン連合 副会長

— 議会での役職 —

- 福祉健康委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。